フリガナ			生　年　月　日	性　　別
氏　　名	姓	名	年　月　日	□ 男　□ 女
署　　名 （必ず自署）				
本　　籍				
届け出る事項が生じた年月日	年　月　日			

届け出る事項

□a　日本国籍を失ったため、在外投票人名簿の登録の申請を取り下げます。

□b　住所、氏名その他の事項に変更がありました。なお、変更があった事項は以下のとおりです。

□住所	新住所 （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）			Name Address
	新　住　所 （カタカナ表記）	国	□ 州 □ 省	□ 県　□ 市 □ 郡
□氏名	フリガナ			
	旧氏名	姓	名	
□本籍	旧　本　籍			
□住所以外の送付先	□ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）			
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）			Name Address
□その他				

注　意

1　「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2　「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3　「届け出る事項」欄は、該当する□にレをつけてください。

4　「届け出る事項」欄でbの□にレをつけた場合は、変更があった事項について該当する□にレをつけてください。

5　「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

6　「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。

7　投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。

8　在外投票人名簿登録申請書の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」欄の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。

9　投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十二条関係）

表

交付番号

在外投票人証

氏　　名

生年月日　　年　月　日

性　　別　　男・女

登　　録　　年　月　日

住　　所

住所以外の送付先

（在留届の緊急連絡先）

上記の者は、在外投票人名簿に登録されていることを証明する。

都（道府県）郡（市）(区）町（村）

選挙管理委員会委員長　　氏　名　㊞

裏

憲法改正案の種類	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等

都（何道府県）何郡（市）(区）何町（村）

選挙管理委員会の住所

（〒　　）

都（何道府県）何郡（市）(区）何町（村）字何（町）何番地

（電話　　）

注　意

1　この在外投票人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。

2　在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外投票人証を提出して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外投票人証を同封してください。

3　投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。

4　記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外投票人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出てください。

5　この在外投票人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。